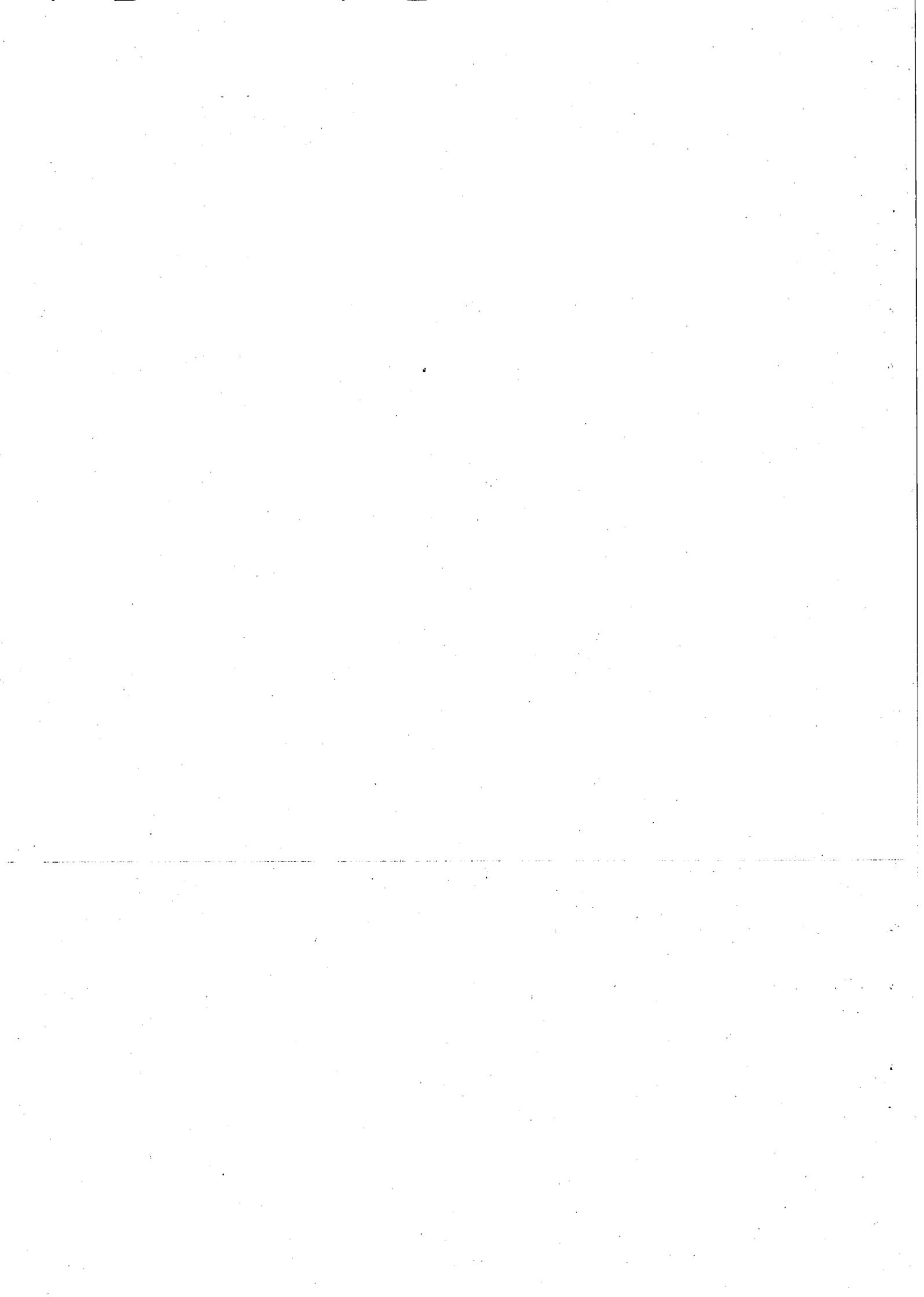


山口東京理科大学

- ◆業務方法書・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- ◆役員報酬規程（役員退職手当規程含む）・・ P.3
- ◆中期目標・中期計画対比表・・・・・・・・ P.5
- ◆中期計画参考資料【用語の解説】・・・・ P.13



公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び山陽小野田市が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年山陽小野田市規則第5号）第2条に規定する事項を定め、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託)

第3条 法人は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規定で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができるものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必

要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、山陽小野田市長の認可があった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員報酬規程

平成 28 年 4 月 1 日

規程第 125 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の役員については基本報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 役員報酬(期末手当を除く。)の支給日は、毎月 21 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 17 8 号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日支給する。

(基本報酬)

第 4 条 常勤の役員の基本報酬月額、次のとおりとする。ただし、次の役員が非常勤の場合は、報酬は支給しない。

(1) 理事長 655,000 円

(2) 副理事長 625,000 円

2 理事長は、経営審議会の議を経て、前項の基本報酬月額を変更することができる。

(通勤手当)

第 5 条 常勤の役員には、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学給与規程(平成 28 年規程第 120 号。以下「給与規程」という。)第 11 条の例に準じて通勤手当を支給する。

(期末手当)

第 6 条 常勤の役員には、給与規程第 21 条の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 202.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 217.5」とし、同条第 3 項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「基本報酬月額に当該基本報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第 7 条 常勤の役員が退職(任期満了の場合を含む。以下同じ。)し、又は死亡した場合の退職手当の額は、基本報酬月額に、その者の勤続期間 1 月につき、

100分の25の割合を乗じて得た額とし、退職の都度これを支給する。

(月の途中で就任又は退職した場合の報酬)

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員に支給する就任当月分の基本報酬は、第3条の規定に基づき算出される当該役員に支給する基本報酬月額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日数で除して得た額(以下「日額」という。)に、就任した日からその月の末日までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において退職した常勤の役員に支給する退職当月分の基本報酬は、日額にその月の初日から退職した日までの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の基本報酬月額を全額支給する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤の役員の手当は、次の各号に掲げる非常勤の役員の区分に応じ、当該各号に定める額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

(1) 理事 日額 30,000円

(2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤の役員には、通勤に要する費用を公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学国内出張旅費支給規程(平成28年規程第31号)の例に準じて支給する。

(報酬の支払原則及び報酬からの控除)

第10条 役員報酬等は、役員指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬等から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 中期目標・中期計画対比表

中期目標	中期計画												
<p>＜基本的な目標＞</p> <p>公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）は、大学を設け、及び管理・運営することにより、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、理工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的としている。</p> <p>今後、公立化により新しく生まれ変わる大学として地域創生における「知のローカル・ハブ」という役割を果たしていくに当たって、</p> <p>(1) 技術の進歩に素早く対応できる「確かな基礎学力」と「高度な専門知識」を身につけ、さらに深い教養と学際領域の幅広い知識、創造力と課題解決能力を兼ね備えた、世界的視野で物事を思考できる人間性豊かな科学技術者を育成する。</p> <p>(2) 地域における知（地）の拠点として、さらなる産学官連携による地域社会と地域産業の振興、発展に寄与する社会貢献機能を備えた個性ある大学へと進化する。</p> <p>この2つを基本姿勢として、今後の大学運営を行っていく。</p> <p>この基本的な目標の実現とあわせ、着実に成果を挙げるための安定した体制、仕組みを早期に確立することを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p>	<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 (1) 学部及び大学院研究科</p> <table border="1" data-bbox="1228 268 1412 1064"> <tr> <td>学部</td> <td>工学部</td> <td>機械工学科</td> </tr> <tr> <td>大学院研究科</td> <td>工学研究科</td> <td>電気工学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>応用化学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工学専攻</td> </tr> </table>	学部	工学部	機械工学科	大学院研究科	工学研究科	電気工学科			応用化学科			工学専攻
学部	工学部	機械工学科											
大学院研究科	工学研究科	電気工学科											
		応用化学科											
		工学専攻											
<p>第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 次のとおり、学部及び大学院を置くものとする。 工学部：機械工学科、電気工学科、応用化学科 大学院：工学研究科</p>	<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 (1) 学部及び大学院研究科</p> <table border="1" data-bbox="1228 268 1412 1064"> <tr> <td>学部</td> <td>工学部</td> <td>機械工学科</td> </tr> <tr> <td>大学院研究科</td> <td>工学研究科</td> <td>電気工学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>応用化学科</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工学専攻</td> </tr> </table>	学部	工学部	機械工学科	大学院研究科	工学研究科	電気工学科			応用化学科			工学専攻
学部	工学部	機械工学科											
大学院研究科	工学研究科	電気工学科											
		応用化学科											
		工学専攻											

	<p>(2) 研究所等</p> <table border="1" data-bbox="113 506 204 1070"> <tr> <td>研 究 所</td> <td>液 晶 研 究 所</td> </tr> <tr> <td>研 究 所</td> <td>先 進 材 料 研 究 所</td> </tr> </table>	研 究 所	液 晶 研 究 所	研 究 所	先 進 材 料 研 究 所
研 究 所	液 晶 研 究 所				
研 究 所	先 進 材 料 研 究 所				
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実 教育課程の編成・実施の方針を実現するために、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の確かな把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実</p> <p>① 教育課程編成方針等の明確化 確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学受入方針を明確に定め実践する。</p> <p>② 教育方法の工夫・開発 講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。</p> <p>③ 教養科目の体系化 現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。</p> <p>④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。</p> <p>(2) 教員の教育能力向上の推進 大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。</p> <p>(3) 学生の受入れに関する方針の明示 入学者に求める能力、適性等を入学受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。</p>				
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実 教育課程の編成・実施の方針を実現するために、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の確かな把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実</p> <p>① 教育課程編成方針等の明確化 確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学受入方針を明確に定め実践する。</p> <p>② 教育方法の工夫・開発 講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。</p> <p>③ 教養科目の体系化 現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。</p> <p>④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。</p> <p>(2) 教員の教育能力向上の推進 大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。</p> <p>(3) 学生の受入れに関する方針の明示 入学者に求める能力、適性等を入学受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。</p>				
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実 教育課程の編成・実施の方針を実現するために、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の確かな把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実</p> <p>① 教育課程編成方針等の明確化 確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学受入方針を明確に定め実践する。</p> <p>② 教育方法の工夫・開発 講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。</p> <p>③ 教養科目の体系化 現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。</p> <p>④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。</p> <p>(2) 教員の教育能力向上の推進 大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。</p> <p>(3) 学生の受入れに関する方針の明示 入学者に求める能力、適性等を入学受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。</p>				
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実 教育課程の編成・実施の方針を実現するために、学生が身に付けるべき学習成果を学位授与の方針として具体化・明確化し、学生の学習到達度の確かな把握・測定を通して、卒業認定を行う組織的な体制を整える。</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等の充実</p> <p>① 教育課程編成方針等の明確化 確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学受入方針を明確に定め実践する。</p> <p>② 教育方法の工夫・開発 講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。</p> <p>③ 教養科目の体系化 現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。</p> <p>④ 国際感覚を備えた人材の養成 学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。</p> <p>(2) 教員の教育能力向上の推進 大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。</p> <p>(3) 学生の受入れに関する方針の明示 入学者に求める能力、適性等を入学受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。</p>				

<p>2 学生への支援に関する目標</p> <p>(1) 多様なニーズに対応した支援 学生が経済的に安定した環境で学修に取り組みよう適切な支援を行う。また、学生に対する健康相談、心の相談、生活相談等を適切に行うとともに、学生支援に対する学生の意見等を及びみ上げる仕組みを整備し、学生支援の改善に反映する。</p> <p>(2) キャリア支援の充実 学生が自らの職業観、勤労観を培い、社会的・職業的自立を図るために必要な社会基盤力を身に付けることができるよう、キャリア支援・教育と就職・進学に対する相談及び助言体制を整備するなど、教育課程の内外に渡る支援を充実するとともに、地域の要請に応えた取組を促進する。</p>	<p>2 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 多様なニーズに対応した支援 ① 経済的理由や罹災等で就学が困難な学生に対する授業料減免制度や大学独自の奨学金制度等の仕組みを構築する。 ② 学生の主体的な課外活動を運営、財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進する。また、学生自治会、教育後援会及び同窓会との協力体制を整備する。 ③ 学生の健康相談、心的支援及び生活相談等を行う体制を整備し、担任教員制度を活用して問題を抱える学生や留学生及び障がいを持つ学生への支援を行う。</p> <p>(2) キャリア支援の充実 ① キャリア支援センターと学部・研究科が連携し、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成全般について支援するとともに、市内企業及び県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組みを強化する。 ② 教員採用試験、公務員採用試験及び国家資格試験等の特別講座を開講し、各試験の合格率を高める取組みを実施する。 ③ 県内企業に対して、本学が主催する企業面談会への参加や本学内での会社説明会等の開催を実施することにより、県内就職を希望する学生と企業のマッチングの機会を拡大を図る。</p>
<p>3 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究活動の活性化 先端科学・技術研究を推進するための研究者の自主的な独創性のある研究や、組織の枠組みを超えて戦略的に行う共同研究に加え、地域課題の解決や地域の特性をいかした研究を更に促進する。 (2) 研究成果の集積と公表 産学官連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、その成果を内外に発信する。 (3) 学術交流の促進 国内外の大学及び研究機関との交流の充実を図り、学術情報の相互交換、共同研究等を推進する。 (4) 研究倫理の徹底 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究者に求められる倫理規範の修得を通して、その徹底を図る。</p>	<p>3 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究活動の活性化 ① 産学官連携の研究プロジェクトの検討、企画を行う。 ② 研究活動の主体である大学院生の入学者増加を図り、全ての研究室に大学院生が在籍することを目指す。 (2) 研究成果の集積と公表 地域産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマ及び国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果を挙げる上で最も有効な体制を検討する。 (3) 学術交流の促進 国内外の大学や研究機関との交流、共同研究の拡大を図る。 (4) 研究倫理の徹底 研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みを構築する。</p>

<p>第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標</p> <p>1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化</p> <p>「知（地）の拠点」（地域コミュニティの中核的存在）として、生涯学習の学びの場を捉供するとともに、社会ニーズに沿った社会人教育を展開し、地域再生・活性化の拠点として地域貢献を図る。</p>	<p>第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化</p> <p>(1) 地域連携センターの生涯学習部門及び地域連携室を中心に地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。</p> <p>(2) 講演会、研修会、教育・教養講座及び中高教員向け教育等を計画、実施する。</p> <p>(3) 地域の技術力向上の支援（技術相談、企業教育支援、専門家派遣、人材の供給等）を行う。</p> <p>(4) 学生向けの地域教育の推進及び地域活動の支援（大学施設・設備の提供、教員知識の活用等）を行う。</p> <p>(5) 地元小中高への出前授業や実験体験、市民への大学開放を実施する。</p>
<p>2 産業界との連携</p> <p>産学官の連携によって大学からの技術移転を促進するとともに、新商品の開発や新しい産業・技術を創出できるような環境の整備を図る。</p>	<p>2 産業界との連携</p> <p>(1) 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図り、支援する仕組みを構築する。</p> <p>(2) 研究連携、シンポジウム、セミナー及び研究成果の活用促進等大学の外に向けた活動を活性化する。</p>
<p>3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮</p> <p>様々な地域の課題に対して、大学の持つ知的・人的資源を活用し、その解決に向けた調査研究や政策形成に寄与する役割を担う。</p> <p>4 学生の地元定着</p> <p>地域を支える課題探求能力と問題解決能力を備えた人材育成に努め、市内及び県内企業への就職支援を促進する。</p>	<p>3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮</p> <p>(1) 地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会、審議会に参加する。</p> <p>4 学生の地元定着</p> <p>(1) 入学者に占める県内学生割合の向上 入学者選抜の適正な実施に留意しつつ、入学者に占める県内出身者の割合を高めていく。</p> <p>(2) 県内就職割合の向上 大学を卒業し、県内に就職する者の割合を高めていく。</p>
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>大学設置の目的を達成するために定款で定める役員及び審議機関を置き、運営の仕組みとしての体制を構築し、経営と教学のコミュニケーションを円滑に保ちながら、迅速に意思決定を行える組織の確立を図る。</p> <p>(1) 業務執行体制の強化 業務遂行の管理体制（目標管理制度、事業評価等）を構築し、理事長及び学長のガバナ</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 業務執行体制の強化 ① 理事長、学長を中心とした運営体制の構築</p>

<p>ンスを含む権限の適切な分散と、責任の明確化に配慮した組織編成及び業務の効率的な執行体制を確保する。</p>	<p>経営審議会、教育研究審議会、教授総会、研究科会議等の管理運営と教育研究の緊密な運営体制を構築する。</p> <p>② 簡素で機能的な組織の編成 運営組織の目的や業務内容の見直しを定期的に行い、簡素で効率的な組織を構築する。</p>
<p>(2) 人材育成の強化 法人の自律的な運営を支える教職員を育成するため、計画的に人材を採用し、教職員の資質・能力向上のための組織的な研修に取り組むとともに、成果に基づき人事考課制度を適正に運用する。</p>	<p>(2) 人材育成の強化 ① 適切な人事評価制度の確立 教員の能力、意欲、業績及び大学運営への貢献度が自己の処遇に適切に反映される多面的な人事評価制度を確立する。 ② 計画的な職員の採用と配置 大学事務における専門性を強化するため、職員人事計画を策定し、業務内容に応じた適材適所の配置と人材確保を行う。 ③ 事務職員の職能開発 管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。</p>
<p>(3) 開かれた大学づくりの推進 大学の活動内容が広く住民に周知され、地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学に関する情報の積極的な提供、外部の有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。</p>	<p>(3) 地域に開かれた大学づくりの推進 ① 大学に関する情報の積極的な提供 多様な広報の手段や機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすと共に、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。 ② 外部有識者が大学運営に参画する仕組みの充実 理事、経営審議会、教育研究審議会の委員等に外部有識者を委嘱し、大学運営に参画する体制を構築する。 ③ 初等中等教育への支援 小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。</p>
<p>(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進 自己点検・評価、評価委員会による評価などの評価制度や監事による業務監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な取組を進める。</p>	<p>(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進 ① 自己点検評価及び外部監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な仕組みを構築する。 ② 監査法人等が行う外部監査の仕組みを構築する。</p>

<p>(5) 他の教育機関等との連携 教育の質の保証や、研究活動の促進、高度化する大学運営の諸課題を組織的かつ適切に処理するため、国内外の大学・研究機関等との学術交流や学生の相互交流をはじめとした機能的かつ有意義な連携・交流を深める。</p>	<p>(5) 他の教育機関等との連携 ① 東京理科大学と姉妹校協定を締結し、教育研究、産学連携、人材育成及び職員 の人事交流等を継続する。 ② 公立大学協会加盟校や中四国支部大学と連携する。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 (1) 教育研究組織の見直し 大学が、その特色を生かしつつ、学問の進展や社会の要請に対応し、より効果的、効率的な教育研究活動を行うことができるよう、教育研究組織について、必要に応じ適切な見直しを行う。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (1) 教育研究組織の見直し 自己点検評価や外部評価等を踏まえ、学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行う。</p>
<p>(2) 薬学部の設置 平成30年4月を目標に、新たな理系領域の体制づくりとしての薬学部の設置に向けて取り組んでいく。</p>	<p>(2) 薬学部の設置 平成30年4月に現在の校地内に薬学部を開設する。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標 (1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立 能力、意欲及び業績が教職員の処遇等に適切に反映される制度を導入することにより教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教職員の資質の向上、ひいては教育研究の活性化に資する。</p>	<p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立 外部研究費の獲得件数の増等、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みを構築する。</p>
<p>(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築 学部の枠を超え、全学的な視点に立った戦略的、効果的な人事を行うことができ、公正性、透明性及び客観性が確保される制度を構築する。</p>	<p>(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築 ① 教育職員の人事制度、採用方針及び計画等を取りまとめる教員人事委員会を設置し、全学的な視点に立った制度を構築する。 ② 事務職員の適正な定数管理のもと、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。</p>
<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標 社会情勢の変化や住民のニーズに的確に対応した効果的かつ効率的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用、情報化の推進等の業務の見直しを進めるとともに、事務組織について常に見直しを行う。</p>	<p>4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置 (1) 外部委託の活用、情報化の推進等、業務の効率化を行う。 (2) 学内の各種データや業務手順書等をデータベースとして一元化する。</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 定員確保による学生納付金のほか、外部資金の獲得などに積極的に取り組み、自主財源の安定的確保により、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図る。 (1) 授業料等学生納付金</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 授業料等学生納付金</p>

<p>授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であること踏まえ、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入</p> <p>法人の収入の大部分は授業料等学生納付金と運営費交付金とで占められているが、これに加えて、教育研究の水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の導入に努める必要がある。このため、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究、受託研究に積極的に取り組む。</p>	<p>大学院の入学定員増を行い、学生納付金の安定的確保を図る。</p> <p>(2) 外部研究資金等の積極的導入</p> <p>研究助成金や競争的研究資金の採択率を高めるための措置を講じる。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>地域に支えられた大学であることを踏まえ、自立的な大学運営を行うに当たり、予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化、契約方法の改善などにより、経費の適正化を図る。また、教育研究の水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、適正な人員配置等を進める。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を行う。</p>
<p>3 資産の管理及び運用に関する目標</p> <p>教育研究の水準の向上の観点に立って、資産の有効かつ効率的な活用に努め、適正な維持管理を図るとともに、地域貢献活動の一環として、教育研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を促進する。また、知的財産権の保護と効果的・効率的な民間への技術移転の推進のため、特許の申請や利用促進等について、積極的な取組を行う。</p>	<p>3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査し、その結果に基づき、施設設備の運用改善、有効活用を図る。</p> <p>(2) 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため適切かつ計画的な保守・管理を行う。</p>
<p>第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>教育研究及び組織運営の状況について自己点検・評価を定期的実施するとともに、外部委員の意見を反映させるなど、その内容、方法の充実に取り組む。また、評価結果については、速やかに公表するとともに、法人が、業務運営の改善に取り組んでいる状況を住民に開示する。</p>	<p>第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検、評価を実施する体制の整備</p> <p>加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。</p> <p>2 自己点検、評価の内容、方法の充実</p> <p>具体的に設定された指標や達成水準に基づいた自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映させる。</p> <p>3 評価結果の公表</p> <p>自己点検、評価の結果については要約した資料を公表する。</p>

<p>第7 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標</p> <p>教育研究、地域貢献等に関する長期的な見通しの下で、既存施設の活用を含めて、教育研究、情報基盤等の高度化、多様化に対応した施設の機能についての検討を行い、全学的な見地から全ての施設の効率的・弾力的な運用を促進する。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標</p> <p>教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行うとともに、継続的にその水準の向上を図ることができ仕組みを確立する。</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標</p> <p>大学人として求められる研究倫理や社会規範の厳守等の法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。</p>	<p>第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>良好な教育研究活動環境を維持するため、既存施設の修繕計画や新たな施設設備及び実験機器の整備計画を策定する。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>学校保健法及び労働安全衛生法に基づき安全衛生管理体制を確保し、学生や教職員の健康保全及び安全衛生に努める。</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>研究費を適正に使用し法令の遵守に努める。また、危機管理体制を整備するとともに、学生、教職員に対し防災訓練等を定期的に行う。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画参考資料

【用語の解説】

●学位授与の方針（ディプロマポリシー）（p1）

学位授与に関する基本的な考え方について、各大学等が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。機構の認証評価では、同方針について明確に定めそれに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され有効なものとなっているかを評価する。

●教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）（p1）

教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたもの。この方針の策定に当たっては、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について留意することが必要である。機構の認証評価では、同方針について明確に定め、それに基づいて教育課程が体系的に編成され、その内容、水準が授与される学位名において適切であるかどうかを評価する。

●入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）（p2）

各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。

●アクティブ・ラーニング（p2）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

●FD（Faculty Development）活動（p2）

教員が授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の総称。大学設置基準第25条の3においてその活動が義務化されており、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。

●キャリア支援 (p2)

学生が自己の能力や適性、志望に応じて卒後の進路を主体的に選択し、社会的、職業的な自立を図るために必要な能力を培うために整備された大学内の支援体制。支援は教育課程やガイダンスの実施、就職に関する情報の収集・提供等を通じて行われる。大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学内の組織間の有機的な連携を図り、支援のための適切な体制を整えることが求められている。

●SD (Staff Development) 活動 (p4)

大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組みの総称。平成29年4月から、大学設置基準においてSD活動が義務化される。

●他の教育機関等の連携 (大学間の連携) (p5)

設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間 (地域を含む) の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を行う取組を指す。

●自己点検、評価 (p6)

大学等が、自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点などを評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくという質保証の仕組み。学校教育法第109条において、その活動が義務化されており、高等教育の質保証は一義的に大学等自らが主体的に行うものという点が示されている。

●認証評価機関 (p6)

認証評価を実施する機関として文部科学大臣の認証を受けた評価機関。機関が文部科学大臣の認証を受けるためには、その評価基準、評価方法、実施体制などが文部科学大臣の定める認証基準に適合すると認められる必要がある。

出典：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

「高等教育に関する質保証関係用語集」